

令和6年度女性の就労環境整備の推進事業実施業務 基本仕様書

1 業務名

令和6年度女性の就労環境整備の推進事業実施業務

2 業務の目的

女性の就労環境については、非正規雇用者の増加や子育て等との両立など様々な課題がある一方で、企業側、特に中小企業においては、人員の確保や育成に係る課題を抱えている。

また、女性活躍推進法における一般事業主行動計画（以下「行動計画」という。）について、市内における策定義務のある常時雇用する労働者101人以上の全ての企業において策定が完了したことから、今後は努力義務である常時雇用する労働者100人以下の企業に、より一層の支援を行う必要がある。

こうした状況を踏まえ、中小企業が、女性活躍につながる実効性のある行動計画を確実に策定できるようサポートを行い、女性の働きやすい就労環境を整備するとともに、企業の競争力を高め、持続的な成長に結び付けることを目的に実施するものである。

3 実施期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 業務の概要

原則として、常時雇用する労働者100人以下の企業を対象とした研修会及び個別相談会の実施内容等について具体的な提案を行い、提案事業の企画・運営等を行う。

(1) 研修会の概要

研修会参加企業が、女性活躍推進の意義を十分に理解し、女性が働きやすい就労環境の整備に向けた取組を進めるとともに、実効性のある行動計画の策定につながる内容とすること。

概ね次のような内容を基本とし、より効果的な内容を提案すること。

ア 実施回数は全3回とし、開催ごとに異なった内容とする。

イ 企業が競争力を高め、持続的な成長を続けるためには、女性の活躍が不可欠であることなど、企業の意識改革を促す内容とする。

ウ 行動計画未策定の企業を対象に、行動計画策定のポイント・手順、自社の課題分析、目標設定の方法、他社（「広島市男女共同参画推進事業者顕彰」受賞企業など）の取組事例の紹介、質疑応答など、行動計画の策定を支援する実務的な内容とする。

(2) 個別相談会の概要

行動計画未策定の企業が、行動計画を策定し、女性活躍の推進に取り組む企業の増加につながる内容とすること。

概ね次のような内容を基本とし、より効果的な内容を提案すること。

ア 行動計画策定のための個別相談会とする。

イ 行動計画策定のための具体的な説明や指導を行うなど、企業に伴走して支援を行う内容とする。

(3) 研修会及び個別相談会の形式等

ア 形式

ミーティングソフトの使用によるオンライン・対面での実施等、形式は問わない。ただし、オンライン形式による場合は、参加が困難な企業のために、例えば、講師がオンライン配信を行う場所において対面での受講を可能とするなど、その参加を妨げないよう工夫すること。

イ 実施時期

令和6年8月以降、令和7年3月末までとし、研修会及び個別相談会の効果を最大限確保できる日程、間隔で実施すること。

ウ 参加対象企業等

(ア) 研修会及び個別相談会の参加企業は、次の要件を必ず満たす企業とする。

- ・ 広島市内に本社を有すること。
- ・ 原則として、行動計画が未策定の常時雇用する労働者100人以下の企業を対象とする。

(イ) 各研修会及び個別相談会の参加企業から経営者、人事総務担当等の管理職ほか複数名の従業員の参加を促すこと。

エ 研修会及び個別相談会参加企業の行動計画策定に係る課題の調査・反映

研修会及び個別相談会参加企業の行動計画策定に係る課題等を、事前に把握するためのアンケート等を行うなど、参加企業の課題解決につながる内容とすること。

オ 研修会及び個別相談会参加企業のフォローアップ

研修会及び個別相談会に参加した企業からの相談に応じられるよう専用窓口を設けるなど、参加企業が相談しやすいフォローアップ体制を整備すること。

カ 参加費

無料

(4) 業務の内容

上記(1)の研修会及び個別相談会を開催するに当たり必要な次の業務を行うこと。

ア 講師の手配・調整

イ 対面での講義又は講義のオンライン配信を行う場所の手配・調整

対面での講義又は講義のオンライン配信を行う場所は、広島市内とする。

ウ 必要な機材の手配

エ 資料の作成・配布

各回の研修会において、講義で使用する資料を作成の上、事前に研修会参加企業に配布すること。

オ 研修会及び個別相談会の参加企業等の募集・受付

(ア) 各回の研修会及び個別相談会の参加企業数等は、以下を目標とすること。

- ・ 研修会：各回30社以上
- ・ 個別相談会：延べ15回以上

(イ) 広報手段は、チラシを作成の上、配布・郵送、電話・SNS等による勧誘等を行うこと。
なお、チラシの作成に当たっては本市と協議の上作成すること。

カ 研修会及び個別相談会の運営

- (ア) 研修会及び個別相談会の参加企業の受付、参加方法の案内
- (イ) 研修会はパワーポイント又は同等のものを使用し、オンライン形式の場合は画面に投影しながら進行すること。また、対面形式の場合は、画面に投影するとともに、各参加者に投影資料と同じ資料を配布すること。
- (ウ) 運営責任者を置くこと。

キ アンケートの実施

研修会及び個別相談会の終了後、参加企業にアンケートを実施し、結果を取りまとめること。

なお、アンケート内容については、本市と協議の上決定することとし、回収に当たっては、研修会及び個別相談会の効果検証を図るため、回収率を80%以上にするよう工夫を行う。

ク その他、研修会及び個別相談会の開催に付随する事務

5 委託業務実施計画書の作成

受託者は、契約締結後10日以内に委託業務実施計画書を作成し、本市に提出し承認を得ること。

6 報告書の提出について

(1) 月次報告書

翌月10日までに、事業の進捗状況等が分かる報告書（任意様式）を提出すること。報告事項は次のとおり。なお、報告事項がない場合は、その旨を報告すること。

ア 研修会及び個別相談会の概要が分かる議事録

イ 研修会及び個別相談会参加企業へのフォローアップの内容

(2) 委託業務実施報告書

事業完了後、速やかに「事業の成果・課題の分析」に係る委託業務実施報告書（任意様式）を提出すること。

7 他の広島市事業との連携について

研修会及び個別相談会参加企業に対し、広島市経済観光局雇用推進課が実施する、女性や若者が働きやすい職場環境づくり無料相談及び企業向け・求職者向けセミナー等、本市の支援事業の活用を呼びかけるとともに、同課が実施する無料相談に協力すること。

本市の支援事業等については、広島市ホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)のトップページ上の「市政」→「男女共同参画」→「企業、団体の方」⇒「いきいき企業サイト～仕事と家庭・地域活動等の両立と男女がともに活躍できる雇用環境づくりのための情報サイト～」に掲載。

8 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、本市との連絡調整を十分に図ること。
- (2) 本業務による成果品の著作権（制作過程で作られた素材等の著作権も含む。）その他の権利は、全て本市に帰属するものとする。
- (3) 本業務の実施に当たっての再委託については、次のとおりとする。

ア 受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先の業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に本市に書面により提出し、承諾を得なければならない。

イ 本市が再委託を承諾した場合は、受託者は再委託先に対して本業務に係る一切の義務を遵守させるものとする。

- (4) 受託者は、本業務を履行する上で個人情報扱う場合は、広島市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守しなければならない。
- (5) 本業務の実施に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守するとともに、従事労働者に係る適正な雇用条件の確保に努めること。
- (6) 本業務は、国の「地域女性活躍推進交付金」を活用した事業であるため、本業務に係る委託料の使途を明らかにしておくとともに、支出内容を証する書類を本事業終了後 5 年間保存すること。なお、業務完了後、会計検査への対応等が生ずる場合がある。
- (7) その他、本契約の範囲内において、この仕様書に記載のない事項については、本市と受託者が協議して決定する。